

■「（仮称）柏市子ども家庭総合支援センター」の開設について

1. 児童相談所の機能を含めた「子ども家庭総合支援センター」を開設する理由

- ①全国の児童虐待相談対応件数が増加を続ける中、都道府県や指定都市に義務付けている児童相談所の設置が中核市においても求められています。（平成 29 年施行改正児童福祉法）

【児童虐待相談対応件数】

（件）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	増減(H30→R2)
全 国	159,838	193,780	205,044	1.3 倍
千葉県	9,060	10,715	11,629	
柏 市	711	863	908	

- ②千葉県は全国で 4 番目に多く児童虐待が発生しています。

千葉県柏児童相談所は、柏市を含む東葛飾地域 5 市（約 140 万人）を 1 施設で管轄しており、管轄人口が 100 万人を超える児童相談所は全国でも 1 割程度に過ぎません。

また一時保護所は、保護が必要な児童で定員を日常的に超過しており、一時保護所の児童の平均在所日数は全国で最も多い状況にあります。

（千葉県子どもを虐待から守る基本計画・令和元年度福祉行政報告例）

【一時保護所での平均在所日数（令和元年度）】

（日）

都県	千葉県	東京都	埼玉県	茨城県	神奈川県
日数	60.4	41.9	40.3	32.4	30.5

※全国平均値：31.3 日

- ③虐待が生じてしまう背景には、保護者の精神障害などの健康課題や子どもの発達障害など、様々な課題が複合的に生じ、保護者が大きな負担を抱えてしまう状況が多く見られます。このような課題を抱える子どもや家庭に対し、市が相談に対応し支援しています。

重篤な児童虐待発生の際は、市と県児童相談所がその都度協議して対応を決定しています。

保護者側	予期しない妊娠、若年妊婦、産後うつ、精神障害等
子ども側	未熟児、障害児、発達障害などの育てにくさのある児等
子育て環境	ひとり親家庭、DV（ドメスティック・バイオレンス）等
その他	母子健康手帳の未交付、妊婦・乳幼児健康診査未受診、虐待歴、支援拒否等

（子ども虐待対応の手引き）

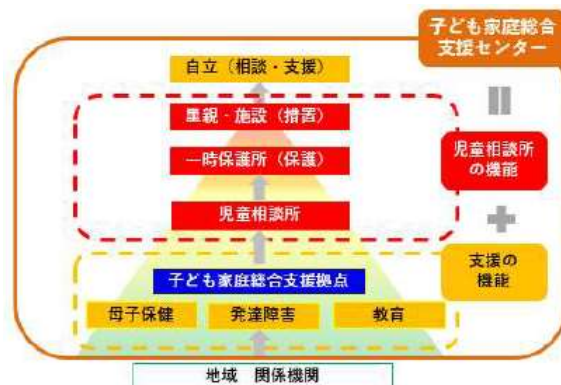
柏市は、市民に最も身近な基礎自治体として、妊娠・出産期や学校等に於てすべての子どもたちを見守り、様々な支援に取り組んでいます。

児童相談所の開設によって、児童虐待においても、市が責任を持って迅速に子どもたちを守り、出生から自立まで一貫して継続的に支援するため、児童相談所の設置を決定しています。

児童虐待の未然防止を強化するため、柏市では、子どもや家庭の様々な課題に対応できるよう児童相談所の機能だけではなく、母子保健、教育、発達支援、家庭児童相談などの機能を複合的に備えた「（仮称）柏市子ども家庭総合支援センター」を開設することといたしました。

2. 子ども家庭総合支援センターで取り組むこと

- ①子ども家庭総合支援センターは、県の児童相談所の機能と様々な子どもに関する支援事業の機能を融合させた柏市独自の施設となります。
- ②子どもに関するあらゆる相談を子ども家庭総合支援センターで受付、決定、支援していくため、これまで以上に迅速かつ的確な支援に取り組みます。
- ③子ども家庭総合支援センターでは、様々な課題を抱える子どもや保護者を早期に発見し、継続的な支援に取り組み、「児童虐待の未然防止」を強化します。



【主な取り組み】

項 目		概 要
総合相談窓口機能		子どもに関するあらゆる相談に対する総合窓口の設置 子どもから相談しやすい窓口の設置
家庭児童相談機能	乳幼児	妊娠，出産，育児に係る相談等への対応
	学齢児	不登校や特別支援に関する相談等への対応
	発 達	子どもの発達や成長に関する相談への対応
児童相談所機能	相談調査	子どもの安全や人権を守るため積極的に調査を実施
	一時保護所	一時的に子どもが生活する場所を提供
妊娠子育て相談センター機能		母子健康手帳の発行や妊産婦への相談等への対応
はぐはぐひろば機能		地域の子育て家庭の交流の場，育児講座等の実施
若者支援機能		中高校生や 18 歳以降の若者の相談等への対応

3. 児童相談所とは

- ①児童相談所は、児童福祉法（第12条）の規定により設置され、都道府県・指定都市に設置の義務があり、中核市・特別区は設置ができる機関です。
- ②原則18歳未満の子どもに関するあらゆる課題について、子ども本人、家族、学校の先生、地域の方々などからの相談に応じ、子どもの最善の利益を図るため、最も適した援助や指導を行う機関です。
- ③社会福祉士や心理職などのほか、医師や弁護士などの専門職の配置が求められ、より専門性の高い調査や、医学的・心理的側面からの診断や判定を行います。
- ④安全確保を要する緊急の場合等には、子どもを一時保護する等の権限を有します。
- ⑤様々な事情により、家庭で生活できない子どものために、里親制度の推進や児童養護施設・乳児院・障害児施設等への入所等の措置を行います。



【相談の種類別状況】

相談種別		内 容	相談件数 (件)	一時保護人数 (人)
養護 相談	児童虐待	身体的、性的、心理的、保護の怠慢・拒否の 行為（ネグレクト）に関する相談	658 (39.9%)	75 (88.3%)
	その他	保護者の入院、離婚、死亡等により養育困難 な場合に関する相談	10 (0.6%)	4 (4.7%)
障害 相談	知的発達の遅れ、肢体不自由、発達障害等に関する相談		797 (48.3%)	0
非行 相談	家出、乱暴、盗み、薬物乱用等に関する相談		15 (0.9%)	3 (3.5%)
育成 相談	不登校、落ち着きがないなどの性格行動、しつけ等に関 する相談		29 (1.8%)	3 (3.5%)
上記以外の子どもに係る相談			140 (8.5%)	0
計			1,649 (100%)	85 (100%)

※相談件数等は、県柏児童相談所における柏市分の実績（令和元年度千葉県児童相談所業務概要）

4. 一時保護所とは

- ①一時保護所は、児童虐待などから子どもの安全を確保するなどのために、保護を必要とする子どもが一時的に生活するところです。

【一時保護が必要な場合】

緊急保護	1. 保護者の虐待等により、子どもの安全を迅速に確保する必要があるとき 2. 迷子、棄児、家出した子どもなど保護者や宿所がないとき 3. 保護者の死亡、入院、病気、離婚、家出、逮捕等により、子どもが家庭で生活することが困難なとき
調査・ 行動観察	1. 子どもの心身の状況や養育環境を把握する必要があるとき 2. 非行や家庭内暴力、不登校等の子どもを一時的に保護して、十分な行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき
短期入所指導	短期間の心理療法、生活指導が有効とされ、他の方法による援助が困難なとき

- ②概ね2歳から18歳未満の子どもが対象です。（2歳未満は里親や乳児院で保護を委託します）

- ③一時保護する期間は、必要最小限の期間とされ、原則2カ月以内です。保護者の同意なく、保護を延長する場合は家庭裁判所の承認が必要となります。

- ④幼児と学齢時に分かれて、下記のような日課に沿って生活します。

【一時保護所での生活例（学齢児）】（令和元年度千葉県児童相談所業務概要）

7:00	起床・洗面・掃除	15:00	おやつ
8:00	朝食	16:30	入浴・夕食準備
9:00	学習（45分 3時限授業）	18:00	夕食
12:00	昼食	19:00	テレビ・読書等
13:00	運動・レクリエーション	21:00	消灯

【柏市の一時保護所での取り組み（予定）】

1. 開設を予定している一時保護所は、「定員25名」を想定しています。
2. 居室やトイレ、浴室は、家庭的な環境に近い個室等を想定しています。
3. 学齢児は、原則通学は行わず、保護所内で子どもの学力に応じた学習指導を行います。
4. 運動やレクリエーションを行なえるよう、保護所内に運動スペースを確保します。
5. 子どもの安全とプライバシー確保のため、施設内の独立した機能として整備します。
6. 子どもの行動等を観察し、必要に応じて医学診断や心理的ケア等を行います。
7. 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう、生活指導を行います。
8. 24時間365日、職員が従事し、適切な保護所の運営管理を行います。

5. 若者支援への取り組みと青少年センターの活用

- ◆児童福祉法の「児童」は原則 18 歳未満とされており、18 歳以降、子どもたちは児童相談所の援助や、児童養護施設での生活から自立した生活を求められます。
 - ◆しかしながら、支援が必要な高校生の多くは、発達や心身の健康等に課題を抱えたり、社会性が身に付いていないなどのため、適切な支援やサービスに自らつながることが難しい状況にあります。
- 児童養護施設を退所した若者等の「孤立や孤独」は、社会的問題となっています。
- ◆柏市では、18 歳以降も継続的に相談や支援を行える体制を目指します。

【18 歳以降の継続支援の取り組み（予定）】



1. 青少年センターを活用した若者の「総合相談」や「居場所」の提供を検討します。
 2. 子ども家庭総合支援センターが支援している子どもが 18 歳以降も引き続き利用できる相談場所や居場所を提供し、「孤立や孤独」の防止を目指します。
- ⇒子ども家庭総合支援センターを青少年センター敷地内に開設することで、課題である若者への相談・支援に効果的に取り組めるものと考えています。

【青少年センターの敷地内等の概要】 ※面積は地図等を基にした概算

敷地面積	約 17,000 m ² （適応指導教室「きぼうの園」は含めない）
おもな機能	青少年センター：約 1,350 m ² （会議室，創作室，研修室，体育館，団体事務室，はぐはぐひろば若柴） グラウンド：約 6,000 m ² ，キャンプ場：約 2,000 m ² ，駐車場：約 1,000 m ²
その他	北庚塚緑地：約 2,000 m ²
用途地域	工業地域

6. 青少年センター敷地内における整備の想定

【施設のコンセプト】

- ①子ども家庭総合支援センターは、誰もが利用できる「開かれた施設」です。
- ②大人だけでなく、子どもにとっても相談しやすい「子どものための施設」です。
- ③子どもをはじめ、利用者のプライバシーや周辺住民を含めた安全・安心の確保に努めます。

【敷地内の整備の想定】

◆別紙「配置図案」参照。現時点の想定であり正確な数値等は設計にて確定します。

建物の位置等	A：青少年センターに併設して建設 B：青少年センターを解体して一体化
建設面積・階層	1階フロア 3,000 m ² 程度、2～3階建てを想定
駐 車 場	現状の駐車場に加え、北庚塚緑地の中央部を駐車場として活用することを想定。緑地は別途敷地内に確保
日 影	建物の北東・北西方面の日照に影響。最大で冬至の日の出から朝 9 時まで、夕方 15 時から日没まで日影が生じる可能性あり

【必要な施設の機能及び規模（予定）】

機 能	内 容	おおよその規模
子育て支援エリア	総合相談、はぐはぐひろば若柴、妊娠子育て相談センター、多目的・交流スペース等	600 m ² 程度
一時保護所エリア	居室等の子どもの生活エリア、体育館（共用）	1,500 m ² 程度
支援エリア	相談室・検査室・会議室等（共用）	1,400 m ² 程度
若者支援エリア	相談・居場所スペース等	500 m ² 程度
事務室エリア	児童福祉司、児童心理司、保健師、教員、医師、弁護士、警察官など正規職員で 100 名程度の配置を想定	1,600 m ² 程度
その他	エレベーター、階段、倉庫等	400 m ² 程度
延床面積		6,000 m ² 程度

※施設の「おおよその規模」は開設地の検討にあたり算定した現時点の予定であり、正確な数値等は次年度以降の設計にて確定していきます。



1. 近隣住民及び施設利用者の各皆様の生活や活動に配慮しながら、子ども家庭総合支援センターに必要な機能や規模を有する施設を、青少年センター敷地内に建設することができるものと想定しています。
2. 今後は、青少年センター敷地内を子ども家庭総合支援センターの開設地として位置づけ、建物の設計業務に取り組み、より正確に建物の規模や位置を定め、各皆様との調整を図りながら、建設に向けた検討を進めたいと考えています。

7. 開設に向けたスケジュール概要

- ①子ども家庭総合支援センターは、令和8年度中の開設を予定しています。
 ②開設に向けては、下記のスケジュールを見込んでいます。
 ③設計や工事など、周辺住民の皆様等には、適切な時期に都度、関係町会等と調整のうえ説明会等にて情報提供していくとともに、ご意見等をいただきながら進めていきます。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
建物設計	基本設計 ----->	実施設計 ----->			開設
青少年センター (解体の場合)		解体工事 ----->			
建設工事			建設工事 ----->		
住民説明会等	説明会等 ●	説明会等 ●	説明会等 ●		

※設計や工事のスケジュール等は、現時点の想定であり、契約事業者等との調整により変更が生じる場合があります。

※住民説明会等は、上記に限らず必要に応じて都度実施いたします。

8. 町会等との調整事項

◆下記事項等、本敷地内の利用等については、次年度以降も町会等と協議、調整を図ります。

周辺への安全・安心の確保	施設の利用対象者は、児童相談所も含めて全ての子どもと保護者が対象です。非行や虞犯行為を行う子どもや、子どもに暴力をふるってしまった保護者等への対応にも取り組みます。センターには警察官の配置を検討するなど、施設内や周辺の安全・安心の確保に努めます。
放射線汚染土の取り扱い	平成24年に敷地内の放射線除染工事を実施した際に除去した汚染土を敷地内に安全対策をしたうえで埋設しています(当時、町会・近隣住民に周知実施)。建設工事にあたって、埋設した汚染土を移設する可能性があり、町会等と協議を図っていきます。

9. お問い合わせ先

柏市 こども部 こども福祉課 児童相談所設置調査担当
 〒277-0004 柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階
 TEL: 04-7128-5290 / FAX: 04-7162-1077